

別紙 1 補助対象経費

ジャパンフラワー強化プロジェクト推進に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上、該当する設備備品を 1 社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するため直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。

原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
資機材費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・実証ほの設置、検証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。） ・新品種・新技術のモデル導入に係る資機材費	
消耗品費	○ 事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・USBメモリ等の低廉な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
認証取得推進費	・GAP認証、MPS認証の取得支援（認証審査、研修指導）等に要する経費	
情報発信費	・事業の実施に直接必要な広告、啓発に要する経費	・特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる広告、啓発を除く ・第2の1（4）ホームユース需要等の更なる拡大のための全国的な普及活動に限る
研修受講費	・事業を実施するために直接必要な研修の受講に要する経費	・補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計とする。ただし、実支出額の算定に当たって、本事業により開催した研修会等において徴収した受講料等に補助対象経費が含まれる場合には、当該受講料等のうち補助対象経費に相当する金額を控除するものとする。

	改 植 等 支 援費	・ 改植等（移動改植を含む。）、新植、 栽培方法の転換等の実施に必要な経 費	
	燃料費	・ 現地調査に使用する自動車のガソリ ン代の経費	
	光熱水費	・ 事業を実施するために直接必要な電 気、ガス、水道料金の経費	・ 基本料は除く
旅費	委員旅費	・ 事業を実施するために直接必要な会 議の出席、技術指導等を行うための 旅費として、依頼した専門家に支払 う経費	
	調 査 等 旅 費	・ 事業を実施するために直接必要な事 業実施主体等が行う資料収集、各種 調査・検証、会議、打合せ、技術指導、 研修会、成果発表等の実施に必要な 経費	
謝金		・ 事業を実施するために直接必要な資 料整理、補助、専門的知識の提供、マ ニュアルの作成、原稿の執筆、資料の 収集等について協力を得た人に対す る謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を 添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施 主体に従事する者に対する謝金は認 めない。
委託費		・ 本事業の交付目的たる事業の一部 （例えば、事業の成果の一部を構成 する調査の実施、取りまとめ、新品種 の導入実証において未譲渡性を担保 するために、本事業の実施により得 られた収穫物等の廃棄処分に係る経 費等）を他の者に委託するために必 要な経費	・ 委託を行うに当たっては、第三者に委 託することが必要かつ合理的・効果 的な業務に限り実施できるものとし る。 ・ 補助金の額の 50%未満とすること。 ただし、交付事務の委託については この限りではない。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す 業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合 は、利潤を除外した実費弁済の経費 に限るものとする。
役務費		・ 事業を実施するために直接必要かつ、 それだけでは本事業の成果とは成り	

		得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、施行等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	・ 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・ 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。